

Weekly Report

第619日号
令和3年9月27日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

本年10月から始まる主な税制関連

◎インボイス発行事業者の登録申請開始……

令和5年10月から、消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入され、適格請求書発行事業者が交付した適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。この適格請求書発行事業者の登録申請が始まり、原則として令和5年3月までに申請書を提出すれば令和5年10月から登録を受けられます。なお、登録した事業者の情報(氏名・名称、登録番号等)は、「適格請求書発行事業者公表サイト」で公表されます。

◎たばこ税の引上げ……平成30年10月から、たばこ税は3段階(1本当たり1円ずつ)で上げられることになっており、3回目の引上げが実施されます。また、加熱式たばこの課税方法の見直しによる引上げは5段階となっており、4回目を実施されます(5回目は令和4年10月)。これに伴い、たばこの販売価格も値上げされます。

◎免税店における免税販売手続の完全電子化など……

…①免税店(輸出物品販売場)における免税販売手続は令和2年4月から電子化され、経過措置として本年9月までは書面による手続も可能でしたが、完全電子化となります。②免税販売手続が行える機能を持つ自動販売機(指定するものに限る)を設置することで人員の配置が不要となる「自動販売機型輸出物品販売場」の設置ができます。

◎金地金の密輸抑止を図るための仕入税額控除の見直し……金又は白金の地金の課税仕入れに係る仕入税額控除の要件となる本人確認書類の保存について、在留カードの写しや旅券の写し(国内に住所を有しない者)などを本人確認書類の対象から除外します。

一般NISAでロールオーバーする場合

平成29年(2017年)に一般NISA口座で購入した上場株式等は、今年末で5年間の非課税期間が終了となります。

口座内の上場株式等を売却しないで保有し続ける場合は年末時点の時価で、①令和4年に設定するNISA口座に移管(ロールオーバー)して引き続き非課税とする、②課税口座(特定口座又は一般口座)に移管する、を選択できます。

①を選択する場合、令和3年の一般NISA口座を設定している方は令和4年の口座が自動で設定されますが、マイナンバー等を提出していないことにより、令和3年の口座を設定していない方は、口座設定手続が必要となります。

雇調金の特例措置等は11月まで延長

新型コロナに伴う雇用調整助成金の特例措置や、新型コロナ対応休業支援金・給付金は11月まで延長となりました。

また、雇用調整助成金の業況特例・地域特例の対象となる中小企業が、事業場内で最も低い時間給を30円以上引上げる場合、本年10～12月の休業については休業規模を問わず支給対象となります。ただし、令和3年度地域別最低賃金の発行日以降に賃金を引上げる場合、発行後の地域別最低賃金から30円以上の引上げが必要となります。